

平成30年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4 <sup>6</sup>
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0 <sup>11</sup>
市町村判別 コード	特定市・・・・・・1 特定市以外の市町村・2					12
団体区分コード	13	/	/	/	/	3 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	4	769

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 85	21 22	30 63
法人	0 2 0	475	218	257
合計	0 3 0	560	240	320

地方公共団体コード				表番号			
1	0	3	4	5	4	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 1,946,559	25 1,942,961	38 7,330	51 1,935,631
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	4,922,859	4,475,732	557,647	3,918,085
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	68,106	68,106		68,106
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,415,399	1,407,417	8,527	1,398,890
	小 計 (ハ)	0 7 0	8,352,923	7,894,216	573,504	7,320,712
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	4,426,695	3,448,248		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	46,973	29,920		
	小 計 (ニ)	1 0 0	4,473,668	3,478,168		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	12,826,591	11,372,384		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		11,372,384		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 176,974	25 173,419	38 7,110	51 166,309
	機械及び装置	0 2 0	393,220	354,485	77,469	277,016
	船舶	0 3 0		0		
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	3,038	3,038		3,038
	工具、器具及び備品	0 6 0	44,910	44,910		44,910
	小計(ハ)	0 7 0	618,142	575,852	84,579	491,273
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	618,142	575,852			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		575,852		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 1,769,585	25 1,769,542	38 220	51 1,769,322
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	4,529,639	4,121,247	480,178	3,641,069
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	65,068	65,068		65,068
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,370,489	1,362,507	8,527	1,353,980
	小 計 (ハ)	0 7 0	7,734,781	7,318,364	488,925	6,829,439
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	4,426,695	3,448,248		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	46,973	29,920		
	小 計 (ニ)	1 0 0	4,473,668	3,478,168		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	12,208,449	10,796,532			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		10,796,532		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		決定価格	課税標準 (B)	課税標準額	決定価格	課税標準 (B)	課税標準額		
		(A) (千円)	の特例率 (C)	(A) × (B) (C)	(A) (千円)	の特例率 (C)	(A) × (B) (C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1 3	27	29	42	55 2 3	57 71
		(変電所・電気事業用)	0 2 0		3 5			3 4	
	第2項 (新線構築物)	0 3 0		1 3			2 3		
		(新線立体交差化施設)	0 4 0		1 6		1 3		
	第3項 (ガス事業用資産)	0 5 0		1 3		2 3			
	第4項 (農業協同組合等共同利用設備)	0 6 0		1 2					
	第5項 (外航船舶)	0 7 0		1 6					
		(準外航船舶)	0 8 0		1 4				
	第6項 (内航船舶)	0 9 0		1 2					
	第7項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1 0 0		1 6					
	第8項 (国際路線用航空機)	1 1 0		1 5			1 10		
		1 2 0		2 15					
	第9項 (離島路線用航空機)	1 3 0		1 3			2 3		
		(小型離島航空機)	1 4 0		1 4				
	第10項 (日本放送協会)	1 5 0		1 2					
	第11項 (日本原子力開発機構)	1 6 0		1 3			2 3		
	第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	1 7 0		1 6			1 3		
	第14項	①(青函・本四 鉄道施設)	1 8 0		1 6				
②(青函・本四 新線構築物)		1 9 0		1 18		1 9			
③(青函・本四 新線立体交差化施設)		2 0 0		1 36		1 18			
④(青函・本四 変・送電用資産)		2 1 0		1 10					
第15項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 2 0		2 3			5 6			
	2 3 0		1 6			1 3			
第16項 (宇宙航空研究開発機構)	2 4 0		1 3			2 3			
第17項 (海洋研究開発機構)	2 5 0		1 3			2 3			
第18項 (水資源機構)	2 6 0		1 2			3 4			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)	の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第19項 ①(特定地方交通線)	270	1	4					
	②(新線構築物)	280	1	12			1	6	
	③(新線立体交差化施設)	290	1	24			1	12	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	300	1	6			5	24	
		310	1	24			1	12	
	⑤(変・送電用資産)	320	3	20					
	第20項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	330	1	3			2	3	
	第21項 (科学技術振興機構)	340	1	2					
	第23項 (関西国際空港株)	350	1	2					
	第24項 (信用協同組合等)	360	3	5					
	第25項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	370	3	5					
	第26項 (中部国際空港株)	380	1	2					
	第27項 (外国貿易用コンテナ)	390	4	5					
	第28項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	400	-	-					
第29項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	410	-	-						
第30項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	420	-	-						
第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	430	1	2						
第32項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	440	1	3			2	3		
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	450	1	2					
	第33項 (量子科学技術研究開発機構)	460	1	3			2	3	
第34項 (世界遺産)	470	1	3						
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	480	1	2						

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)			
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)					
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	9 4 9 0	12 -	25 -	27 -	29 -	42 -	55 -	57 -	59 -	71 -	
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	5 0 0	1	3			2	3				
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	5 1 0	4	5								
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	5 2 0	1	2								
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	5 3 0	1	3								
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	5 4 0	2	3			1	6				
		5 5 0	1	3								
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	5 6 0	1	4			1	2				
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	5 7 0	1	2			1	3				
		5 8 0	1	6								
	旧第26項 (日本消防検定協会)	5 9 0	1	2			1	3				
		6 0 0	1	6								
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	6 1 0	1	2			1	3				
		6 2 0	1	6								
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	6 3 0	1	2			1	3				
		6 4 0	1	6								
	旧第30項 (情報通信研究機構)	6 5 0	2	3								
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	6 6 0	1	3			1	6				
	旧第32項 (高圧ガス保安協会)	6 7 0	1	2			1	3				
		6 8 0	1	6								
旧第32項 (自動車安全運転センター)	6 9 0	1	3			1	6					
旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	7 0 0	1	2									
旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	7 1 0	2	3			1	2					
合 計	7 2 0	1	6									
	7 3 0	0	-	-	0	0	-	-	0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法附則第15条関係）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29	42	55 3	57 4	59 71	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 2 0		3	5						
		0 3 0		1	2			2	3		
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 4 0		1	3			3	4		
		0 5 0		1	6						
		0 6 0		-	-						
		0 7 0		-	-						
		0 8 0		-	-						
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		-	-						
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 0 0		2	5			1	4		
		1 1 0		3	8			2	3		
	第 5 項 (沖縄電力株)	1 2 0		2	3						
(沖縄電力株 変・送電用資産)		1 3 0		2	9			4	9		
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 4 0		2	5			1	2			
	1 5 0		2	3							
第 7 項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	1 6 0		3	5							
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	1 7 0		2	3			1	2			
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 8 0		-	-						
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		2	3							
第 12 項 (国際船舶)	2 0 0		1	18							

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)	
		(B)	(C)	(C)	(D)	(A)	(C)	(B)	(C)	(C)	(D)	(A)	(C)
法 附 則 第 十 五 条	第13項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	9	12	25	27	29	42	55	57	59	71		
	②(新線構築物)	2	1	0	1	2							
	③(立体交差化施設)	2	2	0	1	6				1	3		
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2	3	0	1	12				1	6		
		2	4	0	1	3				5	12		
		2	5	0	1	12				1	6		
	⑤(変・送電用資産)	2	6	0	3	10							
	第14項 (鉄道車両安全向上設備)	2	7	0	1	3							
	第15項 (低床車両)	2	8	0	1	3							
	第16項 (新造車両)	2	9	0	2	3				3	5		
	第17項 (PFI公共施設)	3	0	0	1	2							
	第18項 (都市利便施設)	3	1	0	3	5				1	2		
	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	2	0	-	-							
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	3	0	-	-							
	第19項 (成田国際空港株)	3	4	0	9	10							
第20項 (国立大学校舎)	3	5	0	1	2								
第21項 (都市鉄道利便増進施設)	3	6	0	2	3								
第22項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	7	0	1	2				3	5			
第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3	8	0	1,082	5	6	902						
第24項 (鉄道事業再構築事業)	3	9	0	1	4								
第25項 (バイオ燃料製造設備)	4	0	0	1	2								
第27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	1	0	1	2				2	3			
第28項 (津波対策に資する港湾施設等)	4	2	0	1	2								
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	3	0	-	-								

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調（1）  
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) 課 税 標 準 額		(4) 決 定 価 格		(5) 課 税 標 準 (B)		(6) 課 税 標 準 額			
		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)		(A) (千円)		の 特 例 率 (C)		(A) × (B) (D)			
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)
法 附 則 第 十 五 条	第30項（津波避難施設等）	9		12	25	27	2	29		42		55	57	59	71
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	4	4	0		1	2								
	第31項（移動等円滑化のための設備）	4	5	0											
	第32項（再生可能エネルギー発電設備）	4	6	0		2	3								
	（太陽光）	4	7	0	342,223	2	3	228,149							
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	4	8	0											
	（風力）	4	9	0											
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	4	9	0											
	（水力）	5	0	0											
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	0	0											
	（地熱）	5	1	0											
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	1	0											
	（バイオマス）	5	2	0											
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	2	0											
	第33項（熱電併給型動力発生装置）	5	3	0		5	6								
	第34項（鉄道耐震補強設備）	5	4	0		2	3								
	第35項（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	5	5	0		2	3								
	第36項（放送ネットワーク災害対策用設備）	5	6	0		3	4								
	第37項（浸水防止用設備）	5	7	0											
	（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	5	7	0											
第38項（国家戦略特区）	5	8	0		1	2									
第39項（認定誘導事業により取得した公共施設等）	5	9	0		4	5									
（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	6	0	0												
第40項（特別特定技術基準施設の耐震化）	6	1	0		1	2				5	6				
	6	2	0		2	3									
第41項（無電柱化）	6	3	0		2	3									
（占有禁止区域）	6	4	0		1	2									
第43項（経営力向上設備等）	6	5	0	683,362	1	2	341,681								
第44項（特定事業所内保育施設）	6	6	0												
（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	6	6	0												
第46項（対象特定電気通信設備）	6	7	0		3	4									
第47項（先端設備等）	6	8	0												
第48項（立地誘導促進施設）	6	9	0		2	3									
合 計	7	0	0	1,026,667			570,732	0						0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）  
（法附則第15条関係つぎ）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項（公害防止設備）	0 1 0	12	25	27	29	42	55	57	59	71
		0 2 0		1	3			2	3		
	旧第5項（公共危害防止構築物）	0 3 0		3	4			1	2		
		0 4 0		1	3						
	旧第6項（公害防止優良更新施設）	0 5 0		1	2			2	3		
	旧第7項（産業廃棄物焼却施設等）	0 6 0		2	3			5	6		
	旧第8項（高度テレビジョン放送施設）	0 7 0		1	2			3	4		
		0 8 0		4	5						
	旧第12項（鉄道駅総合改善事業）	0 9 0		3	4						
	旧第14項（旧国際電信電話株）	1 0 0		3	5			1	2		
	旧第15項（地方卸売市場）	1 1 0		4	5			3	4		
	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1 2 0		1	6						
	②(旧交納付金法附則第19項)	1 3 0		-	-						
	③(旧交納付金法附則第20項)	1 4 0		-	-						
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	1 5 0		1	2						
旧第20項（水力発電施設の魚道）	1 6 0		2	3							
旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	1 7 0		1	2			2	3			
旧第20項（スーパー中樞港湾）	1 8 0		1	2							
旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	1 9 0		1	2							
旧第27項（特定特殊自動車）	2 0 0	5,544	1	2	2,772						
旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	2 1 0		-	-							
旧第36項（公共荷さばき施設）	2 2 0		1	2							
旧第37項（一般廃棄物処理施設）	2 3 0		1	2			1	4			
旧第40項 （ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	2 4 0		-	-							
合 計	2 5 0	5,544	-	-	2,772	0	-	-	-	0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	(5) 決 定 価 格		(6) 課 税 標 準 (B)		(8) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
		(A) (千円)		(B)	(C)		(A) (千円)		(B)	(C)		
		9	12	25	27	29	42	55	57	59	71	
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	0	1	0	1	3						
	①(J R 北海道・四国に係る特例)	0	2	0	1	2			3	5		
	J R 北海道と四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項乗連	②(新線構築物)	0	3	0	1	6			1	3	
		③(新線立体交差化施設)	0	4	0	1	5			2	5	
	③(新線立体交差化施設)	0	5	0	1	12			1	6		
		0	6	0	1	10			1	5		
	④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0	1	12			1	6		
		0	8	0	1	10			1	5		
	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0	1	12			1	10		
	⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0	1	36			1	18		
		1	1	0	1	30			1	15		
	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0	1	72			1	36		
		1	3	0	1	60			1	30		
	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4	0	1	20			3	50		
	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	5	0	1	6			1	3		
		1	6	0	1	12			5	12		
		1	7	0	2	5			1	2		
		1	8	0	1	10			1	5		
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0	1	6			1	5		
⑪(変・送電用資産)	2	0	0	3	10			9	25			
⑫(新造車両)	2	1	0	1	3			2	5			
⑬(鉄道耐震補強設備)	2	2	0	1	3			2	5			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準 (B)		(3) 課税標準の特例率 (C)		(4) 課税標準額		(5) 決定価格		(6) 課税標準 (B)		(7) 課税標準の特例率 (C)		(8) 課税標準額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C) (千円)		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C) (千円)		
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海道・四国に係る特例との連例、 旧法附則第16条の2	①(旅客会社等に係る承継特例)	2	3	0	25	3	27	5	29	42	55	57	59	71			
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	5	0	-	3	10	-	-	-	-	-	-	-			
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
旧法附則第16条の2	旧第11項 (阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2	7	0	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-			
合計	2	8	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調  
(法附則第56条, 法附則第56条の2)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	
		決 定 価 格	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額	決 定 価 格	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額			
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (D) (C) (千円)			
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災・津波被災)	0 1 0	1	2								
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0	1	2								
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 ①(被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3								
	法附則第56条との連乗	0 4 0	1	3								
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 5 0	1	4							
		②(新線構築物)	0 6 0	1	12		1	6				
		③(新線立体交差化施設)	0 7 0	1	24		1	12				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 8 0	1	6		5	24				
			0 9 0	1	24		1	12				
⑤(変・送電用資産)	1 0 0	3	20									
合 計	1 1 0	0	-	-	0	0	-	-	0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150万円未満のもの		9 0 1 0	240	105,276 <sup>33</sup>	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	5	7,776 <sup>33</sup>	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	6	9,902 <sup>33</sup>	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	11	19,288 <sup>33</sup>	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	7	12,872 <sup>33</sup>	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	10	19,428 <sup>33</sup>	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	25	56,455 <sup>33</sup>	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	22	60,181 <sup>33</sup>	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	105	594,033 <sup>33</sup>	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	56	781,278 <sup>33</sup>	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	20	505,797 <sup>33</sup>	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	32	1,656,357 <sup>33</sup>	
1億円以上のもの		9 1 3 0	21	7,649,017 <sup>33</sup>	
計		9 1 4 0	560	11,477,660 <sup>33</sup>	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	7	3,448,486 <sup>33</sup>
		知事配分	9 1 6 0	1	29,920 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )
150万円未満のもの		9010	22	11,895
150万以上160万円未満のもの		9020		
160万以上170万円未満のもの		9030	3	4,882
170万以上180万円未満のもの		9040	2	3,517
180万以上190万円未満のもの		9050	1	1,814
190万以上200万円未満のもの		9060	1	1,921
200万以上250万円未満のもの		9070		
250万以上300万円未満のもの		9080	7	19,148
300万以上1,000万円未満のもの		9090	29	177,873
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	16	207,008
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	2	48,530
3,000万以上1億円未満のもの		9120	2	111,159
1億円以上のもの		9130		
計		9140	85	587,747
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9150	
		知事配分分	9160	
	法 第 743 条 関 係	9170		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	8	0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 ( 人 )	(2) 課 税 標 準 額 ( 千 円 )	
150万円未満のもの		9010	218	93,381 <sup>33</sup>	
150万以上160万円未満のもの		9020	5	7,776 <sup>33</sup>	
160万以上170万円未満のもの		9030	3	5,020 <sup>33</sup>	
170万以上180万円未満のもの		9040	9	15,771 <sup>33</sup>	
180万以上190万円未満のもの		9050	6	11,058 <sup>33</sup>	
190万以上200万円未満のもの		9060	9	17,507 <sup>33</sup>	
200万以上250万円未満のもの		9070	25	56,455 <sup>33</sup>	
250万以上300万円未満のもの		9080	15	41,033 <sup>33</sup>	
300万以上1,000万円未満のもの		9090	76	416,160 <sup>33</sup>	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	40	574,270 <sup>33</sup>	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	18	457,267 <sup>33</sup>	
3,000万以上1億円未満のもの		9120	30	1,545,198 <sup>33</sup>	
1億円以上のもの		9130	21	7,649,017 <sup>33</sup>	
計		9140	475	10,889,913 <sup>33</sup>	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9150	7	3,448,486 <sup>33</sup>
		知事配分	9160	1	29,920 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9170			